

北海道大学大学院農学研究院生物組織構造解析センター利用規約

〔平成22年6月22日〕  
〔研究院長裁定〕

(目的)

**第1条** この規約は、北海道大学大学院農学研究院生物組織構造解析センター（以下「本センター」という。）の利用に必要な事項について定め、もって本センターの円滑な運営を図ることを目的とする。

(利用者の範囲)

**第2条** 本センターを利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
(1) 農学研究院、農学院及び農学部 に所属する教職員（常勤以外の職員を含む。）並びに大学院生、学部学生、研究生  
(2) 前号以外の者で、本センター運営専門委員会委員長（以下「委員長」という。）が適当と認めた者

(利用の制限)

**第3条** 本センターの利用は、研究、教育を目的とする場合に限る。  
2 委員長は、必要と認めた場合は、本センターの設備又は機器の修理、講習会の実施等を優先することができる。

(利用の申請と承認)

**第4条** 本センターの利用を希望する者は、別に定める利用申請書を提出し、委員長から利用の承認を受けなければならない。

(利用方法等)

**第5条** 委員長から利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別に定める利用方法等を遵守しなければならない。

(登録料等の支払い)

**第6条** 利用者は、別に定める登録料、機器利用料及び消耗品使用料を支払わなければならない。

(管理と損害賠償)

**第7条** 本センター内の機器の維持及び調整は、機器担当者が行うものとする。  
2 利用者は、本センターの利用に当たり、機器担当者の指示に従い正しく利用しなければならない。  
3 利用者は、本センターの施設、機器を不注意によって破損した場合、利用者の所属する研究室等でその修理費を負担するものとする。ただし、不可抗力による破損と認められる場合にはこの限りでない。

(研究成果等の公表)

**第8条** 利用者は、本センターを利用した研究等の成果を論文等により公表する場合は、本センターの機器を利用した旨を明記すること。

(利用の停止)

**第9条** 利用者が、この規約又は細則の定めに従った場合、委員長は一定期間その者の利用を停止することができる。

(雑則)

**第10条** この規約に定めるもののほか、本センターの利用に関し必要な事項は、本センター運営専門委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

この規約は、平成22年6月22日から実施し、平成22年4月1日から適用する。